

第9回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

日時：平成16年5月20日（木）

午後7時00分～午後11時20分

場所：役場2階 庁議室

出席委員 10人 傍聴者 1名

（資料説明）事務局より説明

資料1 （仮称）清水町まちづくり基本条例条文たたき台（1）について意見・提言等

資料2 （仮称）清水町まちづくり基本条例条文たたき台（2）

資料3 清水町情報公開条例（全文）

資料4 清水町個人情報保護条例（全文）

【事務局より説明】

- ・ 各委員より前回お示した「条文たたき台（1）」について、事前に意見・提言を提出いただいた。資料1はその意見・提言を条文ごとに整理したものです。
- ・ 意見・提言について、とりあえず、そのまま条文に加筆・削除して資料2「条文たたき台（2）」を作成している。各条文の内容について検討していただきたい。
- ・ 本日の委員会で「条文たたき台（2）」について討議し、町の広報誌やホームページで公開する「まちづくり基本条例素案」としてまとめたい。公開し、町民からご意見をいただきたい。併せて役場職員からも意見をいただこうと思っている。
- ・ 本日の意見を踏まえた素案として示す「条文」としてのまとめは、正副委員長、アドバイザー、事務局で整理させていただきたい。

（討議）まちづくり基本条例素案について

- ・ 各委員より提出いただいた部分をそのまま反映しているので、重複する項目や、文章が繋がらない部分がある。それらについて条文ごとにご検討いただきたい。

【出された意見】

「前文」について

- ・ 町民憲章をまちづくりの基本理念とすることや、町民誰もが参加する協働のまちづくりを自治体運営の基本理念とすることを確認し、明確にするため前文をおく。
- ・ 削除との意見いただいた部分、前回意見により加筆した部分について了承し、細部は事務局で整理する。

「第1条（条例の目的）」

- ・ 個人情報の保護、情報の公開の部分は、第7条、第8条に個別に条文としてあるので、そちらをどうするか検討の必要があるのでは。
- ・ 「個人情報を保護しながら」の部分は、削除してはどうか。

「第2条（用語の定義）」

- ・ 事務所を持たない場合でも、町内で仕事される場合があり、工事する際には景観に

配慮してもらおうなど関係が出てくるので「町内に事務所を有する法人…」を「町内で活動する法人…」としてはどうかと考えた。

「第3条（町民参加の原則）」

- ・ 「主体」とはわかりやすい言葉なのか？例えば「主役」などわかりやすい言葉に変えた方が良いのではないか。

「第4条（行政の責務）」

- ・ 委員から提案されている条文は、難しい表現でわかりづらい。
- ・ 3項の「町は、…可能な範囲で支援します。」では曖昧なので「尊重し支援します」などに変えてはどうか。
- ・ 第1条の中で「町民、議会、行政」という表現があり、町民が主役であることから「第4条」と「第5条」を入れ替えてはどうか。

「第5条（町民の責務）」

- ・ この条文では、町民が責任を持って、積極的に参加するための責務を意識してもらうことを条文の主旨にしたい。
- ・ 「町民はまちづくりに積極的に参加する」という内容を表現した方が良いのではないか。
- ・ 委員から提案の「基本的人権の尊重のうちに」は盛り込む必要を感じないので削除してはどうか。

「第6条（議会の責務）」

- ・ 委員からの提案の条文は難しいことばで内容が良くわからないが…。
- ・ 議員自らの発言には責任があることを町民に対して明確にする必要がある。
- ・ 議員は「町民の代表者として議事に参加していること」「審議能力、政策提案能力の向上に努める」など議員の責務を入れてはどうか。
- ・ 公募委員による検討委員会で作った条例案なのだから、議会は尊重して欲しい。

「第7条（情報の共有と提供）」

- ・ 7条を削除して、第1条の目的に記載するとの意見があるが、この条例の基本となる部分だと思うので、独立した条文とした方がわかりやすいと思う。
- ・ 委員から提案のあった2項、3項、4項は情報公開条例にある部分だと思う。

「第8条（個人情報保護）」

- ・ 別に個人情報保護条例があるので、あえて掲載しなくても良いと思う。
- ・ 個別の条例があっても、なかなか見ないので、あった方が良いと思う。

「第9条（委員等の公募）」

- ・ 委員から提案のあった「参加機会の保障」は第3条に次に掲載した方が良いのではないか。（1）～（5）までの部分は個別に入れなくてわかりやすい表現で入れてはどうか。または、別表で掲載するなどの方法はどうか。
- ・ 「委員等の公募」は、「参加機会の保障」の中に盛り込むのはどうか。

「第10条（説明責任）」

- ・ 委員から提案されている部分は、2項3項と重複している内容なので、「積極的に」

という部分を元の条文に加えれば良いのではないか。

「第12条（住民投票）」

- ・ 18歳から対象としてはとの委員の意見は、自治法の規定では有権者となっており、法律とギャップが生じるが、住民が自らのことを決めることについては許されるのではないか。
- ・ 地方自治法と同じ内容なら、条例に載せる必要はないのでは。

「第14条（条例の見直し）」

- ・ 期限を決めた見直しをとの意見、及び審査する委員会の設置を条文に入れるとの意見があった。
 - ・ 見直す期間は3年を超えない範囲としてはどうか。
 - ・ 審査会の設置は別の条文設けてはどうか。
-
- ・ 検討委員会の結果を、委員長、副委員長、アドバイザー、事務局で整理し、条文の「素案」としてまとめ、広報しみず6月号に掲載し、町民の皆さんからの意見をいただくこととしたい。あわせて、町職員からの意見も徴するよう考えている。
 - ・ 今回は、町民の意見などをもとに検討したいので、7月22日（木）の開催としたい。

まちづくり基本条例検討委員会（第9回）開催結果

日 時：平成 16 年 5 月 20 日（木）19:00～

会 場：役場 2 階 庁議室

出席委員 ... 阿部委員、太田委員、大月委員、川端委員、川上委員、北村委員、高野委員、
田中委員、八木委員、横山委員 以上 10 名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、斎木係長、我妻主査

傍聴者 ... 1 名

委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。今回の会議では、前回の会議で皆さんにお示した「まちづくり基本条例叩き台(1)」について、事前に皆さんから意見を出していただき、その意見を踏まえて条例素案を検討していただきたいと考えている。皆さんから事前に出していただいた意見を事務局で整理して叩き台(2)を作成してもらっているが、出された意見をそのまま叩き台(1)に書き加えた形となっているので、文言が重複している部分等もあるかと思うので、その辺については事務局から説明をしていただき、皆さんと十分検討して、条文素案を作成していきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

（資料説明）

事務局より資料 1～4 について説明。本日議論いただき決定した条例素案は、正副委員長・アドバイザー・事務局で整理させていただき、広報 6/15 号や町のホームページに掲載し、町民からの意見を募集するとともに、町職員の意見も募集する。

町民・職員からの意見を募集後、再度この検討委員会で議論していただきたい。

（討 議）

(1)まちづくり基本条例たたき台(2)について（まちづくり基本条例素案の決定）

委員長：今日の議論で出された意見を整理したものを条例素案として町民や町職員に示し、意見を募集するわけだが、皆さんからの意見の整理は正副委員長・アドバイザー・事務局に一任いただきたいと思います。

それでは早速討議に入りたいと思います。資料 1 - 2 と資料 2 について、事務局に説明いただきながら進めていきたい。

（前文について）

事務局：前文について提出された意見を、資料 1 - 2、資料 2 により説明。

委員長：事務局からの説明のとおり、「前文を置く意味は」との意見があったので、まずは前文が必要かどうかについて皆さんの意見をお聞きしたい。今までの会議の

中では、わが町のまちづくりの理念を示す部分として前文は必要との認識で議論してきているので、前文は必要だと思うがどうか。

(委員より異議なしの声あり)

前文を置くこととする。

それでは前文の中身について議論していただくが、委員の皆さんから出していたいただいた意見をもとに、文言を削除・加筆したものが資料2のとおりとなるわけだが、ほかに意見等があればお聞きしたい。

委員A：前半を削除するのであれば、最初の「この町民憲章…」という表現も変えるのか。

委員長：変えることになる。前文の中心になるのは、「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念についてだと思う。前回の会議の中では、理念に対しての委員全員の共通認識がまだ不十分ではとの意見もあったが、私としてはこの「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念に基づいて、皆さんに議論いただいていると認識している。この理念を示す内容の前文とすることでよいか。

(委員より異議なしの声あり)

(第1条、第7条、第8条について)

委員長：次に第1条について、事務局より説明を。

事務局：第1条「条例の目的」について提出された意見を、資料1 - 2、資料2により説明。

委員長：第1条に関して出された意見について事務局から説明いただいたが、何か意見があれば。

副委員長：「情報の公開を求め」の主語は何か。「情報を共有し」とすべきでは。

事務局：補足説明するが、第1条に「個人情報を保護し...を求め共有し」を付け加えてはという意見と合わせて、第7条の「情報の共有と提供」と、第8条の「個人情報の保護」を削除して、第1条の中に盛り込んではどうかという意見だった。

委員B：この意見は私が出したものだが、すでに「情報公開条例」と「個人情報保護条例」というものがあるので、わざわざ第7条や第8条として記載しなくても、条例の目的を説明している第1条に記載してはどうかという意味。文章の表現がおかしくなってしまったが。

委員長：先ほど副委員長が言われたのは、「情報の公開を求め」の主語は何なのかということだったが、馬淵アドバイザーのご意見は。

アドバイザー：表現的におかしいとおもうので、訂正する必要があると思う。町民、議会、行政が主語になると思うので、「情報を共有し」という表現にしては。

委員長：表現的におかしいので、「情報を共有し」という表現とする。

このことに関連することで、第1条に「個人情報を保護しながら住民参加に必要な情報を共有し」という言葉を加えることで、第7条の「情報の共有と提供」と、第8条の「個人情報の保護」を削除してはという意見もあるが、このことについて皆さんの意見は。

委員C：第1条の「目的」の中にそのような言葉を加えたとしても、「情報公開」や「個人情報保護」は基本的なことでもあるので、第7条と第8条は残しておくべきでは。

委員長：他にご意見は。

委員D：第7条が第5項までであるが、この内容は情報公開条例に載っているものであり、第7条を残すとしても、「情報の共有を徹底的に推進する」ということをうたえばいいのでは。このことは情報公開条例の精神でもあり、情報公開条例の各条にうたわれているので、まちづくり基本条例には第2～5項までは不要ではないか。たとえば第4項の不服・異議の申し立てのことは情報公開条例にそのものが書かれており、私はどちらかと言えば委員Bさんの意見のように、第7条と第8条は削除してもいいのではないかと思う。

第7条の内容は、情報公開の取り扱い方や情報公開に対する町の考え方が各項でうたわれているが、情報公開条例にはもっと詳しくこのことが書かれているわけで、単なる重複になってしまう感じがする。第7条を残すのなら、情報共有をちゃんと推進するんだということ位にしてはどうか

委員長：第7条と第8条を削除してはという意見が出されたが、もう一つの方法として、「情報の共有と提供は、情報公開条例にもとづいて推進する」というような表現で残すというのはどうか。

委員D：そのような表現が条文としてふさわしいのかどうか分からないが、いずれにしても情報共有というものはまちづくりの柱の一つということ、第1条の中だけで済ませるのか、それとももう一つ第7条を設けるかは別として、資料2のたたき台(2)の第7条であれば、どれも情報公開条例に書かれている内容なので、削除してもいいと思う。

委員C：確かに情報公開条例というものはあるが、請求してくる住民には情報公開しますよ、申請してこなければ積極的に情報公開しませんよというような姿勢のものであり、公開したくないものはなるべく隠してという感じのもの。

だから、そういったものではなくて、行政にとって都合が悪い情報だとしても、あらゆる情報を町民にちゃんと提供していくんだということ、まちづくり基本条例の中で示して、町民の知る権利というものを守っていくということを考えると、第7条と第8条は残すべきではないか。

委員Dさんの言うように、このままの内容だと情報公開条例と重複するが、情報公開条例だけだと、申請がなければ公開しないという今までと変わらないままだと思う。

委員長：情報公開という項目は、町民にとって最も関心のある項目であると思われる、そういった意味からいうと情報公開条例はすでにあるが、まちづくり基本条例の中にも情報公開に関する条文を残しておく、わかりやすくしていいのではないか。

副委員長：私も第7条の「情報の共有と提供」という条文は必要だと思うが、問題は条文の内容。委員Dさんの言われたとおり、2～4項については情報公開条例に書かれていることだが、第1項の「町民は、町が保有する…」という部分と、第5項の「町は、

町政にかかわる…」という部分くらいは必要だと思う。この第1項と第5項は、委員Dさんが言われていた、残すのなら「情報の共有を積極的に推進する」という内容だと思う。

この条例の目的には第1条のとおり、「町民が積極的にまちづくりに参加できるように情報を共有する」とあるので、積極的に情報提供して共有するという内容の条文は必要だと思う。2～4項は必要ないと思う。

委員長：先ほど前文の内容について協議したときに町民憲章の内容を削除したように、簡潔で分かりやすい条文にするためには、他の条例等と重複する部分は削除してはどうかということだが。

委員C：第2項は残してほしいとも思うが。

委員D：情報の共有と提供を推進するという考えから言うと、条文として残すのも重要であると思うので、具体的にどの部分を残すか選ぶとすると、第2項の最後の「町はこれを秘匿し、または独占的に使用してはなりません」という部分であり、そのような内容の条文に整理して残しては。

委員長：第7条について、皆さんから色々な意見をいただいたが時間の関係もあるので、本日の意見を踏まえて、事務局とアドバイザーと正副委員長に一任し、整理していただくということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

次に関連として、個人情報の保護について第1条で触れるのであれば、第8条についても削除すべきかどうか意見をいただきたい。

委員D：第8条の個人情報の保護については、個人情報保護条例があるので、情報の公開や共有は積極的に行っても個人情報は保護するという事だけを言えばいいと思う。そのような内容になるよう事務局等に一任してはどうか。

副委員長：私は第7条は一部残すとして、第8条は個人情報保護条例があるので削除していいと思う。

委員長：第8条は削除してはという意見が出たが、それによろしいか。

委員A：情報公開条例や個人情報保護条例については知らない人もいると思う。まちづくり基本条例は最高位に位置づけられる条例ということで、このまちづくり基本条例しか読まない人もいると思うので、内容はどうあれ、個人情報の保護についての条文も残しておくべきだと私は思う。というのが一般の町民の考えではないか。

先ほどから情報公開条例や個人情報保護条例があるのでという意見があるが、そのような条例があることや、その内容について知っている一般町民は少ないと思うので、簡単な内容の条文でいいので、第7条と同様に第8条についても必要だと思う。

委員長：第1条の目的の中で、個人情報は保護しますという内容が書かれているとしてもということか。

委員D：逆に、第1条の目的では情報を共有・提供するという程度にしておいて、別条として個人情報は保護するという条文を設けてはどうか。

委員長：それでは第1条の「個人情報保護しながら」という部分は削除してということか。

委員D：はい。個人情報の保護は確かに大切なことではあるが、この条例の目的は情報共有・提供の推進であり、個人情報の保護については別条で書いてはどうか。

副委員長：第7条と第8条を合わせたものを別条として設けては。

委員長：確認します。第1条の「個人情報保護しながら」という部分を削除し、情報の共有と提供、個人情報の保護については合わせて別条とするということによろしいか。

委員A：第7条と第8条とは合わせない方がいいと思うのだが。一般町民が読むことを考えると、別々の方が分かりやすいと思う。

委員E：一つの条文が難しい内容で長くなってしまうと、普段は条例等に触れていない一般町民には分かりにくいものになってしまう。目的は簡潔に書いて、具体的なことは別条で書かれていた方が、分かりやすくいいと思う。

委員長：それでは、第7条と第8条は合わせないで別条として残し、本日の意見を踏まえて、第1条・第7条・第8条の内容については、事務局とアドバイザーと正副委員長に一任し整理させていただくということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

(第2条について)

委員長：それでは次に第2条について事務局から説明を。

事務局：第2条「用語の定義」について提出された意見を、資料1-2、資料2により説明。

委員長：ただいま事務局からの説明で、(1)の町民の定義について、法人は「事務所を有する」より「活動する」としてはという意見があったとのことだが。

委員D：私が出した意見。町内に事務所を有していなくても、他町から清水の現場に来て仕事をするという業者があると思うが、開発局等の公共事業には景観に配慮して取り組まなければならないという決まりもあり、清水に事務所を有していなければ関係ないということではないので、「活動する」としてはどうかと思った。

「町民」という定義そのものが必要ないのではとも思うが、清水に住所を有していなかったり、事務所を有していない業者であっても、清水で活動するということは、清水のまちづくりに関わってもらわなければならないと思う。ウチの会社は清水に事務所がないから関係ない、好きにやらせてもらうということではいけないと思う。

「町民」を定義してしまうことによって、条例の穴をかいぐって何かをするという者がいるかもしれないので、あえて定義する必要はないのではとも思う。

委員長：今の件について他にご意見がある方は。

委員C：私は、町民について定義することで、町民に自覚を持ってもらえるのではないかなと思う。清水に住む町民として、まちづくりに積極的に参加しなければならないという自覚を持ってもらうために、定義しておく必要があるのではないかな。

委員Dさんが言われるように、町外者のこともあるかもしれないが、あくまで主体は清水町民であり、清水町民に限定して、町民の責務としてまちづくりに参加してもらおうということを考えると、定義が必要だと思う。

委員長：法人についてはどのように考えるか。

委員C：清水町内の法人については同じ扱いでいいと思う。

委員長：他に意見がなければ、(1)についてはこの内容のままでよいか。

(委員より特に意見なし)

他に意見がないようなので、この内容とさせていただきます。

それでは次に(2)の町民参加の定義について、ご意見のある方は。

委員C：町民参加というのは今までも言われていたことだが、具体的にはどのようなものか分かりにくいものだったと思う。今回このように、まちづくり基本条例というものを作るのであれば、今まで不足していたと思われる計画や政策立案への町民参加により、町民の意思が反映されるものでなければならぬとの考えで、意見を出している。

委員長：このことについて他に意見がある方は。なければ(2)はこの内容のままでよいか。

(委員より特に意見なし)

他に意見がないようなので、この内容とさせていただきます。

それでは次の(3)については、特に事前の意見提出や訂正等がないようなので、この内容のままとする。

(第3条について)

委員長：次に第3条について事務局より説明を。

事務局：第3条「町民参加の原則」については特に削除や加筆というわけではないが、町民はまちづくりの「主体」であるという表現があり、「主体」という言葉の意味が分からないという意見があった。前文と第1条にも主体という言葉が書かれている。

委員D：私が出した意見。条文には分かりやすい言葉を使うということだが、一般町民には分かりにくいのではないかと思った。私自身よく使う言葉ではあるが。

委員C：主役という言葉の方が分かりやすいかもしれない。もしくは主人公では。

アドバイザー：他のところの条例に比べると、これでも分かりやすい表現の条文になっていると思うが、全体的に分かりやすい表現を使っていることを考えると、主体という言葉はそぐわないかもしれないと思う。

副委員長：主役という言葉が一般的で分かりやすいのでは。

委員F：意味としては主役ということだと思う。

委員長：それでは主役という言葉を使うこととする。第3条の他に、前文と第1条も主体という言葉の主役に訂正する。

(第4条について)

委員長：それでは次に、第4条について事務局より説明を。

事務局：第4条「行政の責務」について提出された意見を、資料1 - 2、資料2により説明。

委員長：第4条に関して出された意見として、第1項と第3項にこのようなことを加えてはどうかという意見があったということで事務局から説明いただいたが、何か意見があれば。

委員D：このような内容の第1項が加わるのはいいとは思いますが、難しい表現だと思うので、加えるとすれば分かりやすい表現にする必要があると思う。

委員長：確かに表現が難しく、他の条文とのバランスがとれないかもしれない。

委員C：内容は変えずに、表現を分かりやすい形で残してほしい。

委員長：第3項も加えてはとの意見について、表現的には分かりやすい言葉となっているが、「可能な範囲で」という言葉は必要か。可能な範囲でという言葉があると、やる気があるのかと言われてしまわないか。

委員C：町民の自主性を尊重するというのを考えると、地域活動や奉仕活動の全てを町が支援していいのかという考えもある。

委員D：地域活動等の自主的な活動こそがまちづくりだと思うので、そのような活動を町は尊重しなければならないと思う。尊重して、必要に応じて支援するという姿勢が町には必要だと思う。

委員F：いま委員Dさんが言われたとおり、「尊重し、必要に応じて支援する」という表現でいいのでは。

事務局：第4期総合計画の中では「町民の自主的活動への支援」という項目として、「地域活動への参加意識の向上を図り、まちづくり・地域作り団体での自主的な活動をはじめ、町民が主体的に企画し運営するまちづくり活動や研修活動を支援していきます。」と書かれている。

委員長：総合計画の中でも「可能な範囲で」という言葉は使われていないとのことなので、第4条の第3項については、「町は、地域活動や奉仕活動を尊重し支援します。」という表現にしてはどうか。

委員C：「自主的に活動できるような形で支援します。」という表現にしてはどうか。

委員D：自主的な活動をしやすい形にするというのも支援になるのでは。

委員C：ただ「支援する」という表現だけだと、何でも支援してもらえらると思ってしまう人もいるのではないかという不安がある。

事務局：地域活動をするので役場で事務局をやってくれといった要望等か。

委員C：はい。

委員長：そのような意味ではないということは、常識として理解してもらえらると思う。

第4条の第3項については、「町は、地域活動や奉仕活動を尊重し支援します。」という表現にするということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

次に私が提出していた意見として、第1条に「町民、議会、行政」という表現があるのと、先ほど町民は「主役」であるという確認をしたこともあるので、第4条の「行政の責務」と、第5条の「町民の責務」の順番を入れ替えてはどうかと思う

のだが。

委員F：入れ替えた方がいいと思う。

委員長：それでは第4条と第5条については、順番を入れ替えることとし、ここで10分間休憩とする。

～ 10分休憩 ～

(第5条について)

委員長：それでは再開します。第5条について事務局より説明を。

事務局：第5条「町民の責務」について提出された意見を、資料1-2、資料2により説明。

委員長：第5条に関して出された意見について事務局から説明いただいたが、何か意見があれば。

委員F：「基本的人権の尊重」という言葉をあえて加える必要があるのか。第5条は「町民の責務」についてなので、まちづくりに対する責務と権利について書かれていればいいわけで、責務と権利は対立的な関係のものではなく、責務であるものは権利でもあるということをもっと明確に表現した内容にした方がいいのではないか。

住みよいまちにしたいと望んだり、発言したりすることは権利であるが、責務についてはその部分から切り離された表現になってしまっている気がする。

委員長：そのために積極的に参加するというのが責務となってくるのではないか。

第3条に、町民の情報を知る権利と、まちづくりに参加する権利のことが書かれており、その権利を行使するためには、まちづくりに積極的に参加する責務があるということが第5条に書かれている。

ただ、基本的人権の尊重という言葉は憲法にも書かれている言葉であり、あえてここで書く必要があるかどうか。

事務局：補足説明させていただくと、委員さんから提出された意見として第5条に加えた「知る権利」や「まちづくりへ参加する権利と責務」という内容は、第3条にも書かれている内容でもある。重複させて載せるのか、どちらかを削除するのかといった整理は必要だと思う。

委員C：第3条と重複にはなるが、知る権利や参加する権利等を積極的に行使してということも第5条にも載せることで強調するという意味で意見を出したのだが。

委員長：ただ、先ほど確認したとおり、第4条と第5条は順番を入れ替えることとなったので、この第5条の内容は第3条の次にくることになり、同じ内容の条文が続いてしまうことになってしまう。

アドバイザー：まちづくりは住民が主役であるということを考えると、まちづくりへ責務として参加すべきだということ、あえて表現すべきではないかもしれない。しかし、この条自体は行政や議会に対して発言するためのものである以前に、町民自体がしっかりしなければならぬということ表現しなければならないと私は思う。

他の条文で町民の権利について書かれているのだから、この第5条に関しては町

民の責務についてだけを書いた方がすっきりするのではないか。町民のみなさんにも責任があるのですよということを、はっきり意識してもらいたいので、このような条文は必要だと思う。

委員F：そう考えると、基本的人権の尊重という言葉はどうするかは別として、町民は積極的にまちづくりに参加するという内容だけを表現すればいいのかもしれない。

委員長：第3条では「町民参加の原則」ということで、町民の権利について書かれているので、第5条では町民の責務として、まちづくりへ積極的に参加するということが明確にされていけばいいのでは。

アドバイザー：行政と議会についての責務を書いた条文を載せるのであれば、町民についても行政や議会と対等に扱うということで、権利とは別の条文で責務に対する条文を載せた方がはっきりして分かりやすいと思う。

委員長：基本的人権の尊重という表現はどうしたらいいか。

アドバイザー：まちづくり基本条例の中に「基本的人権の尊重」という言葉を、あえて入れる必要はないと思う。

委員F：まちづくりへの積極的参加と、町民同士が協力してということだけを載せた方が、責務としてはっきりすると思う。

委員長：それでは「基本的人権の尊重のうちに」という言葉は削除することとする。

委員F：条文の最後の「条例の理念の実現に努めます」という言葉の意味は。

委員D：「条例の理念」というのは、前文に書かれている「町民誰もが参加する協働のまちづくり」であると理解していいのか。

アドバイザー：はい。

委員長：それでは第5条については、「町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任をもち、積極的に参加し、町民同士互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。」という条文でいいか。

アドバイザー：「積極的に」の後ろに「まちづくりに」と加えた方が、文法上は望ましい。

委員長：そのようにするというのでいいか。

（委員より異議なしの声あり）

（第6条について）

委員長：それでは次に第6条について事務局より説明を。

事務局：第6条「議会の責務」について提出された意見を、資料1 - 2、資料2により説明。

委員長：第6条に関して出された意見について事務局から説明いただいたが、第1項に加えてはという内容は、第4条の第1項で町長の責務として加えてはという内容とほぼ同じものとのことだが、このことについて何か意見があれば。

委員D：言いたいことは分かるのだが、非常に難しい言葉ばかりが使われていると思う。

委員A：難しく理解できない。

委員長：この意見をだされた委員Cさんから何か説明があれば。

委員C：今までの清水の議会を見ると、三権分立の機能を果たしていない部分があると思

うので、責務を明確にして、政治責任を果たしてもらうことが必要ではないかという思いで意見を出した。

難しい表現となってしまったので、内容を変えることなく、分かりやすい表現に整理してもらいたいと思うのだが。

委員長：先ほど第4条の第1項に加える「町長の責務」の内容について確認したのと同様に、第6条の第1項についても内容を変えずに分かりやすい表現に整理してもらいたいとの意見だが、他に意見のある方は。

委員D：「町民に対する自己の直接の政治責任」とはどのようなことか。

委員C：今の議員は、自らの意見に対して非常に無責任だと私は思っている。言いたいことを言って、それで終わりという感じがするので、自らの発言には責任があるんだということを、町民に対して明確にするという意味で、このような条文を加えてはどうかと意見を出した。表現は難しくなってしまったが。

委員D：議会で議決したことに対しては、議員として責任を持ってほしいという意味と考えていいか。

委員C：そういった意味もある。

委員D：まちづくり基本条例の考え方や、この条例に基づいて作られる制度を遵守して、議決したことに対する責任を持ってほしいという内容であると考えていいか。

委員C：はい。

委員A：表題が「議会の責務」ではなく「議員の責務」となっているが。

委員C：議会だと曖昧な感じがしたので、議員個々の責務という考えで、議員の責務としてはどうかと意見を出した。

委員A：前文や第1条では「町民・議会・行政」という表現を使っているので、議会とした方がいいのでは。

委員長：委員Cさんの意見は、議員は自らの発言に無責任な部分があるので、議会ではなく議員個人としての責務を書いてはということだと思うが。

委員D：この条例の中で「行政」という表現があるが、町民からすると「役場」であり、「議会」というのも町民からすると「議員」であるということを委員Cさんは言いたいのではないか。

議会というのは、議員や提案側の町長等がいるあの場が議会であると理解している町民もいるわけで、その考えからすると「議会」イコール、町長等も含まれる「議会が行われている現場」を指していることにもなるので、本当に言いたいのは議員個人や、町長個人、職員、町民といった人間のことなのでは。

町民の方が一般的に言う「議会はもっとしっかりしろ」などという言葉は、議員に対してもっと資質的に向上してほしいというように、議会の場のことを言っているわけではないと思う。

委員F：議会というものは、物事を最終的に決めるところでなければ存在価値がないと思うのだが、物事を決めるために様々な問題や、それに関する議論を町民に明らかにするというのがなければ、町民からすると途中経過を省略して結果だけを押しつ

けられたような感じがしてしまう。

以前にも言ったことがあるが、議会が一時中断して休憩となり、その休憩中に物事が調整がされて、再開されたときにはすんなりと進行されていたということがあり、その間にどのような議論がされたのか明らかにされておらず、町民からすると納得できない部分でもある。

「議会」と表現すると、議会を構成している議員一人ひとりの行動や発言に対する責任が埋没してしまい、「議会で決まったのだから」となってしまう心配がある。委員Cさんが言いたかったのはそういったことなのではないか。

委員長：議員個人でもっと勉強し資質の向上をというの分かるが、この条例でいうのは議会はどうかということである。議員個人のことを言えば、個人で町民と対話して町民の意見を聞いてということをするのが一番望ましいのかもしれないが、現状では実際にそういったことができるのかどうか。現状ではされていないと思う。国政の場では国会議員が北海道の意見や市町村の意見などを取りまとめたりしているが、地方の議会ではそこまではされていないというのが実態だと思う。そのような中で議員のことを書く内容でいいのかどうか。

委員D：私は今委員長が言われたようなことを議員個人個人はやるべきだと思っている。

第4条の「行政の責務」の条文には、何項か条文があって、その中に「職員は」という表現も出てくるので、第5条についても見出しは「議員の責務」ではなく「議会の責務」でもいいのかもしいのかもしれないが、第3項の「議会は、町民の代表として…」という条文を第1項にして、第2項以降に「議員は…」という形にしてはどうか。

委員C：その方がすっきりして、分かりやすいかもしれない。

アドバイザー：議員からの提案で作られた吉川町というところの条例を読んでも、「議会の役割と責務」の他に、「議員の責務」という項目を別に設けている。内容としては「議員は住民の代表者として議事に参加していることを自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます」というもの。このような項目を設けているのは、この吉川町だけ。

委員D：委員Cさんも、このようなことを言いたかったんだと思う。

委員長：皆さんの意見を整理すると、第6条の見出しとしては「議会の責務」としてはということと、「議会は…」と表現されている第3項・第4項を第1項・第2項に繰り上げて、第3項以降に「議員は…」という条文を置くか、もしくは「議員の責務」という見出しで第7条をつくるかという意見があったと思う。

委員D：第2項の最後に「常に議会改革を推進します」という表現があるが、もっと具体的に、どのような方法で改革すべきなのかということを書いた方がいいのではないかと。目指すべき姿に向かって改革して欲しいという想いがこの言葉に込められているのだと思うので。

委員F：「町長との行政機関との緊張関係を維持して」という表現があるが、ヒモつきにならないよう自立してという意味と考えていいか。

委員C：はい。そのことを書くべきかどうかという問題もあるが。

委員長：先ほど馬淵アドバイザーが言われていた吉川町のような条文のように、議員の責務についてを別項目として加えるとする、議員さんもしっかりしてくれるのではないかと。

副委員長：「議会は…」と表現されている第3項・第4項を第1項・第2項に繰り上げて、第3項以降に吉川町の「議員の責務」のような条文を加えるといいのでは。

委員長：副委員長が言われたような形で、第3項以降の条文についてはアドバイザー・事務局・正副委員長で整理させていただくということによろしいか。

事務局：確認しておきたい事項として、吉川町のような条文をということだが、吉川町は議員提案で作られた条例であり、自分達のことなので「議会は…」とか「議員は…」といった表現を使っているが、清水町は町民で作る条例であっても、そのような表現を使うということでもいいのか。

委員D：本当の意味で町民が作った条例であれば、なおさら表現していいのではないかと。行政で作った条例だと遠慮があるかもしれないが。

委員F：そのような表現を削れというような議会ではいけないと思う。

事務局：先ほどから言われているように町民が主役なので、町民が議会に対してこうしてくれと言うのは私はいいと思うが、条例策定までの流れとしては、町は検討委員会から条例案の報告を受けて、町でその内容について内部で検討することになるので内容が少し変わるかもしれないが、その後議会に提案することになるわけだが、議会は議事機関で、執行機関である町のチェックを行う機関であり、議会にチェックされる側が議会の改革や議会をチェックするようなことについて書いた条例を提案するという形については、今後検討していかなければならぬお課題であると思う。

委員F：今までのように行政が提案する条例ではなく、公募委員で組織する検討委員会で作った条例案なのだから、その内容は尊重してほしいと思う。単なる行政からの提案だとは思わないでもらいたい。

事務局：今までの条例は、町民の意見を聞いてという作り方をしていないので、このまちづくり基本条例は作り方が今までと全く違ったものであるが、議会についての条文の内容については、他町村の条文を参考にしながら整理しなければならないと思う。いずれにしても、今日の皆さんからの意見の他に、来月号の広報で素案を載せた後に町民から寄せられる意見も踏まえて整理することになる。

委員長：第6条についてのこれまでの意見を整理すると、第3項と第4項を第1項、第2項とし、第1項と第2項のような内容の条文については、他町村の条文や町民からの意見等をもとに、アドバイザーと事務局と正副委員長で整理させていただくということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

最終的には、もう一度この検討委員会で皆さんの意見をお聞きすることになるのでよろしくお願ひしたい。

(第7～9条について)

委員長：次に、第7条と第8条は先ほど協議しましたので、次の第9条「委員等の公募」について事務局より説明を。

事務局：第7条の中で先ほどの説明に補足すると、第1項と第2項として加えてはどうかと提出されていた意見の、知る権利や情報の共有については、既存の情報公開条例に記載されている。第3項の「必要な情報の作成」や「公開を町に提案する権利」については記載されていない。第4項については先ほど委員さんからの意見にもあったとおり、記載されている内容となっている。

第7条と一緒に議論いただいた第8条について、第2項と第3項として加えてはと提出されていた意見は、既存の個人情報保護条例に記載されている内容である。

委員長：先ほど第7条について議論した中では、第2項～第4項については情報公開条例と重複するので削除してはという意見があった後、第2項の後半だけは残してはどうかということになっていて、第8条については第2項と第3項を削除してはということになっていたが。

事務局：そのような確認をされていれば特に構わないが、補足として説明させてもらった。

次の第9条についての議論に進んでいただきたい。

委員長：それでは第9条について、事務局より説明を。

事務局：第9条「委員等の公募」について提出された意見を、資料1 - 2、資料2により説明。

委員長：第9条に関して出された意見について事務局より説明いただいたが、「町民参加の権利」、「参加機会の保障」という内容を加えてはという意見を提出していた委員Cさんから、補足説明等があれば。

委員C：元々の第9条「委員等の公募」の第1項と第2項の内容では、今までと特に変わりがなく、現在もこのような取り組みは行っていると思う。今までのまちづくりには、各種政策や計画など、町民の生活に大きな影響がある事項に町民の意思が反映されていないと思う。今後はそういった部分にも町民が参加できるということを保障するという意味で意見を出した。細かい内容かもしれないが、明確にするという意味でそのような内容となった。今までのまちづくりに一番不足していた部分だと思う。

委員長：前回の会議では、具体的な細かい内容については、条例に盛り込まないで規則で取り上げるようにしたいと事務局から説明があったところだが、このような具体的な内容を盛り込んではどうかという意見である。このことについて何かご意見がある方がいれば。

委員A：第3条の「町民参加の原則」と内容的に重複しないか。

委員長：第3条でも「町の政策や計画など、さまざまなまちづくりに参加する権利と責務をもつ」と書かれてはいるが、参加機会の保障として具体的な内容を書いてはどうかということ。

ただ、第9条だけ具体的な内容を書いた内容にしてしまうと、他の条との整合性が取れないのではないかと。他の条も具体的な内容の条文にしてしまうと、簡潔な条

例でなくなってしまう、町民に分かりにくい条例となってしまう。事務局としては細かい内容は規則に載せることとして、分かりやすい条例にしたいとのことである。

このような細かい内容まで条例には載せないということであっても、具体的な内容を載せる規則についても皆さんに検討頂くことになるが、それではインパクトに欠けるということであれば、最低この部分だけは条例に載せようということにもなると思うが。

委員D：「参加機会の保障」の(1)～(5)まで必要かは別として、私はある程度このような細かい内容を載せてもいいと思う。

委員A：第9条だけではなく、他の条にも細かい内容を書かなければ条例全体のバランスが悪くならないか。

委員C：先ほども言ったが、この第9条(1)～(5)の内容は細かいかもしれないが、大切なことであり今までのまちづくりに不足していた部分である。

委員F：具体的に載せることは分かりやすくてもいいかもしれないが、ここまで具体的ではなく、もっと簡潔に重要度レベルを明記すればいいのでは。例えば、議会の議決を必要とする案件や、条例を必要とする案件はというように、重要度のレベルに応じて町民参加の方法等を示すというような内容にしてはどうか。

アドバイザー：もしこのような「参加機会の保障」のことを載せるのなら、順番的には第3条「町民参加の原則」の次にすべきでは。「町民参加の原則」を行政側で保障するという流れになると思うので。そうなると、第3条で重複する内容があるので、第3条か第9条のどちらかでその部分を削除するのと、第3条とのバランスを考えて第9条をもう少し簡潔な内容にする必要があると思うが。

委員C：元々の第9条が「委員等の公募」となっていたので、関連すると思って第9条にと思ったが。

アドバイザー：流れるには第3条の次にした方が分かりやすいと思う。

委員D：委員Cさんが提出した意見の第9条第2項に、「町民参加の記録を作成、保存し、公開しなければならない」と書かれているが、参加しないことを責められることがないということも書く必要があるのではないか。

委員C：私が言いたかったのは、例えば総合計画の策定までにはこのような議論がされてきたというようなことを記録して、公開すべきではないかと。今も公開はしているのかもしれないが。

委員長：そのことは条文に書かなくても規則で取り扱うということではどうか。あとから出てくる「条例の見直し」、「審査」ということを考えると、条文に書いていなくても、何らかの形で規則は必要にはなると思うので。

委員C：問題は、そのことをあえて条文に盛り込むかどうかということになるが。

委員長：「参加機会の保障」という項目については内容はともかくとして、このような趣旨の条文を第3条の次に第4条として盛り込むこととし、表現はわかりやすいものとするということによろしいか。

委員F：(4)の「町民に義務を果たし、町民の権利を制限する条例案の立案」については、

立案の段階から情報公開と町民参加をといっている部分は必要な部分だと思う。

副委員長：参加機会の保障の趣旨を載せればいいと思うので、どのようなことについてかという具体的なことについては規則に載せればいいのではないかと。

委員D：それであれば第3条「町民参加の原則」で、町民参加の権利と責務について書かれているのだから、保障するまでもなく、我々の権利として参加するということになっているので、「参加機会の保障」の趣旨だけを載せるとなると重複してしまわないか。

副委員長：それは先ほど馬淵アドバイザーが言われたように、第3条「町民参加の原則」は町民の権利と責務であり、「参加機会の保障」というのは行政側が保障するというものであり、第3条の次に載せた方が流れ的に分かりやすいと思う。

委員D：町民には「参加の権利」というものがあるのだから、保障するも何も町民は参加の権利があると訴えることができるわけで、「参加機会の保障」のことを載せるとするなら趣旨をのせるのではなく、少なくともこのような案件についてはというような載せ方にすべきでは。

委員長：第3条で参加する権利が書かれているが、それだけだと具体的内容がわからないので、具体的内容も載せてはということだと思う。

ただ、委員Fさんが言われていた(4)の「町民の権利を制限する条例」というものがよく分からないのだが。

委員D：例えば環境条例のようなもので、 をする際には の濃度を ppm 以下にしなければならぬというように、住民生活の規制をする条例という意味だと思う。

委員F：「町民の権利を制限する条例」というのは、私は単純に払うものを払えというものだと思っていた。

委員D：(1)~(5)の内容を見ても、具体的にどのように参加を保障するのが分からないので、例えば総合計画の策定の段階ではどのような方法でということをはっきりとした方が分かりやすいかもしれない。

委員長：ただ、この(1)~(5)の表現の仕方だと一般町民には分かりにくいと思うので、難しい言葉を使わないようにした方がいいと思う。

委員D：例えば、まちづくりの最上位の計画である総合計画の策定の際に、住民参加の保障をするかどうかといえ、最上位計画なのだから保障すべきだと思うが、町民に義務を果たしたり権利を制限する条例立案についてもだとなると、あれもこれもとなってしまうので、先ほどまで私は反対のことを言っていたが、大事なものは町民参加でという趣旨を載せて、その参加方法というのはこういうことだという書き方をした方がいいのでは。

委員長：先ほど委員Fさんが言われていたように、重要度のレベルによって、これとこれについては町民参加を必要とするというような書き方ではどうか。

委員D：先ほどまで私はそのような書き方には反対の意見を言っていたが、そのような書き方にして、大事な案件の参加の方法を書けばいいのでは。

副委員長：趣旨的なことを「参加機会の保障」の中に載せて、どのような方法で参加すれば

いいのかを書けばいいのかということか。

委員D：はい。

副委員長：例えば委員を公募するとか。

委員D：例えば二セコ町の条例の第27条に、「総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し意見を求める」として、計画の概要、策定の日程、町民参加の手法を公開することになっており、その上で町民意見を求めるとなっている。個別にこの件については参加させるという書き方をしてしまうと、あれもこれもとなってしまうので、趣旨的な書き方として、重要な件に関しては参加させますとして、参加の方法を載せるというのはいかがでしょうか。

委員C：ただ、今までは重要な件かどうかを判断するのは町であり、町民が重要であるかどうかを選べなかったのが、具体的にこのような件に関しては参加の保障をとしないと、町が勝手にこれは重要でないから町民参加の必要がないと決めてしまうことがないように、あえて具体的な内容とした。少ししつこいかもかもしれないが。

委員G：委員Dさんが先ほど二セコ町の条例のことを言っていたのを聞いて思ったのだが、本町の条例たたき台の第11条の「町民意見提出制度」に、重要な計画等の策定の際には事前に広く町民意見の提出を求めると書かれているので、委員Cさんが言われている「参加機会の保障」については第3条で重複している部分と、この第11条の町民意見提出制度があればいいのではないか。

委員C：第11条の町民意見提出制度は、あくまでも意見を聞くだけであり、保障ではない。今までもやっていること。だから、しつこいかもかもしれないが具体的に書かなければならないと考えている。

委員F：具体的な話をすると、今話題になっているグループホーム建設の支援の話が突然出てきたりしているわけで、そのような支援が必要なのか必要ないのかといった議論を、町民も一緒に相談しなければならないはずなのに、情報が一切提供されない。このことが議会に提案されるまで町民は一切知らないということになっている。

委員長：このまちづくり基本条例案の策定にしても、策定段階から多くの町民意見をもらえるように、町はもっと情報提供に努めなければならないのかもしれない。素案だけを示して、これでいいかだめかという聞き方だけでは不十分かもしれない。

委員F：例えば市町村合併の問題にしても、合併するかしないかを町民も一緒に議論しなければならないということは、新聞報道などで町民も知っているとは思いますが、どう議論すればいいのかが分からない。合併町民会議というものを設置したが、長期間休止となったりしている。

委員長：つまり町民意思が反映されていない。合併町民会議も半年間休止の状態となっていたようで、そのようなことがないように、この条例に書いていかなければならないとも言える。

委員Dさんが先ほど言われていたように、参加機会の保障について趣旨的に載せてという意見と、委員Cさんが言われるように、それでは不十分なのでもっと具体的にという意見があるので、その辺を調整する必要があると思うのだが。

委員C：資料1の他の委員からの意見を読んでも、「政策決定段階での住民参加ルールを」と出されている。

委員長：ただ、委員Cさんが(1)~(5)のように具体的にとなると、例えばこの他に予算についてもというように、あれもこれも載せなければとなってしまう。

委員F：しかし、基本的な事項はとか、重要な事項はという書き方だと、誰がどのように判断するのかという問題もある。

副委員長：しかし、条例の中に具体的に書かなくても、規則の中で書かれていればいいのではないか。

委員D：ただ、条例と規則とに分かれているのには意味があって、規則というのは町長が決めるものであるということも考えなければならぬと思う。

委員長：規則の制定や変更には議会の議決が必要ないのか。

委員D：はい。この条例は新しい条例なので、条例案を議会に提案する際に規則も付けてということになると思うが、その後の規則の変更には議会の議決を要さないのが町長が決めるものである。つまり、参加機会の保障の具体的な項目については規則で決めるということになると、どの項目を規則に載せるかを町長が決めるということになる。

ただ、町長は我々町民の負託を受けてまちづくりをしているわけで、町長が勝手に決めたということにはならないと思うが、条例と規則の基本的な違いはそういうことである。

副委員長：ただ、委員Aさんも言われていたが、この項目だけ具体的な条文とするとバランスが悪くなる。条例にはその具体的運用を定める規則があり、確かに規則については議会の議決を要さないものだが、例えばこの条文についての具体的な内容については、この検討委員会で規則も議論するというようにすればいいのでは。

委員D：屁理屈になってしまうかもしれないが、議決を経て作られた条例だけでは町長は仕事を進められないので、規則というものを認めているのだとしたら、検討委員会の方から規則についてのタガをはめるようなことをしていいのだろうか。

副委員長：条例の趣旨を実現させるために、規則の中にこういった具体的なことも載せてくれというのは構わないのではないか。

委員長：規則の他に、要領や要綱といったものではどうか。

委員D：要領や要綱は、条例や規則とは性格が異なる。条例の下に来るものは規則である。

委員長：ただ、規則は町長が勝手に決められるというのでは...

委員D：勝手にという言葉が悪いが、町長の責任において決めるものということ。

副委員長：条例に趣旨だけを書いた場合、例えば総合計画の策定は重要な事項かどうかという、具体的に書かれていなくても重要であるということが分かるわけで...

アドバイザー：用語の定義の中に、重要な事項とはこういうものであるというように載せてはどうか。そうすれば「説明責任」や「町民意見提出制度」の条文も「重要な事項」という言葉を使って書くことができるので。そうすることによって、「参加機会の保障」の条文だけ条文が長くなってバランスが悪くなることもない。

委員D：先ほど委員Fさんが言われていたグループホームの話を見ると、町民の中には重要な問題ととらえている人と、そうでない人がいるわけで、そういった部分をどのようにルール化していくかというのがこの条例だと思う。問題は表現の仕方であり、だからこそ私は安易に規則にゆだねるという方法は良くないのではと思う。

委員長：わたしは規則も条例に準じているものであり、規則は町長が勝手に決められるものとは理解していなかった。規則も条例の一部であるので、規則にタガをはめるようなことも構わないのだと認識していた。

委員D：先ほども言ったが町長が勝手にではなく、町長の責任において規則を変えることができるということ。

委員長：そして町長の責務についても条例に書かれているのだから、その規則は、より重要なものだと言えると思う。

委員D：より重要ということにはならないと思う。

委員F：その結果、町民の意思にそぐわない決定をしたとしても、町長の責任のもとに決定したというならば、その結果には従わなければならないということになるが。

委員長：全く町民理解のない中で決定したとして、町民に不利益なこととなった場合は第12条の住民投票ということになると思うのだが。

委員F：国でいえば法律があって、政令があって、規則があってとなるが、規則を決めるにしても関係団体や審議会等から意見を集めて決めると思うのだが、地方自治体にはそのような仕組みはない。地方自治体では意見を聞いて作るというのは条例まで。国の法律と規則を見てみると、法律そのものをなし崩しにするような内容の規則になっているケースもある。

委員長：先ほど馬淵アドバイザーが、用語の定義の中で取り上げてはと言われていたが、もう少し詳しく説明願いたい。

アドバイザー：「説明責任」と「町民意見提出制度」にも関わってくると思うが、もし委員Cさんの案の第9条のように、(1)~(5)として具体的な内容を載せるとすると、次の条も、その次の条も同じように(1)~(5)という形で具体的なことを載せていかなければならないと思うので、それなら用語の定義の中で説明するしかないのかなということ。

委員長：ということは、第2条の用語の定義の中に、(4)以降を追加するということか。

アドバイザー：はい。もしくは第10条「説明責任」の中にかかれているように、財政、条例、事業評価といった程度で載せるか。

委員G：第11条の「町民意見提出制度」というのは、あくまで意見を求めることしかできないものなのか。計画や政策の策定段階から町民が関わるということは、この制度の中ではできないことなのか。

アドバイザー：どの段階から意見を求めればいいのかということを決めるのが難しいと思う。町長がある政策について思いついた時点ですぐに意見を求めればいいのかというと、その前に職員にも周知する必要があるあたりするわけで。そういうことから言うと、計画を策定しますという段階からしかできないと思う。例えば総合計画を何年度か

ら何年度の期間で策定しますということを決めた段階で公表し、意見を求めることになる。その前に、計画を策定してもいいかということまで意見を求められるかどうか。

委員 G：計画の策定に関わることはどうなのか。

アドバイザー：その後に町民がどのように関わっていくかということ、町民意見の提出であり、委員の公募ということになるが、そういった部分を委員 Dさんは、もう少し具体的に書いたらどうかということをおっしゃっていたんだと思う。

委員 G：そういったことをこの町民意見提出制度に盛り込むことは可能なのか。私はまちづくり基本条例の一番の目玉は、この町民意見提出制度という新しい制度ではないかと考えており、委員 Cさんが言われている参加機会の保障と、非常に似ている部分だと思う。委員 Cさんが思っているようなことも、この町民意見提出制度の中に盛り込んで明記できれば、この新しく作られる町民意見提出制度というものが、より具体化して町民に分かりやすいものになるのではないかと。

最初にこの町民意見提出制度という言葉を見たときには、この制度はどういうものなのかなと、すぐには理解できないのではと思うのだが、条文の中で参加機会が保障されているということも具体的に書くことによって、具体化して生かされるのではないかと感じた。

アドバイザー：今の意見は、参加機会の保障という項目の中に、委員等の公募や、町民意見提出制度なども具体的に書いていけばいいという意見と、もう一つ先ほど出ていた意見は、重要な事項を具体的に書くということだが、総合計画の他、どのような項目を重要な事項として書けばいいかということであり、全ての項目を載せるわけにはいかないわけで、第 10 条や第 11 条に書かれているように、財政、条例、事業評価といった程度を載せればいいという考えも一つだと思う。

委員長：全ての条文が具体的な内容を書いたものにできれば一番いいのかもしれないが、膨大な条文の条例になってしまい難しいわけで、参加機会の保障についてどのように表現するかを決めなければならないのだが、馬淵アドバイザーからのアドバイスとして、重要な項目についても第 2 条の用語の定義の中で説明するという方法もあるのではとのことだが、委員 Cさんの言われる具体的な内容とはならないとも言えるわけで。(1)～(5)を全て入れるのも具体的にいいかもしれないのだが。

委員 F：ただ、(1)～(5)は載せたとしても、町長に提出した後に削られてしまいそうだが…。

アドバイザー：この(1)～(5)を生かすとしたら、第 10 条と第 11 条の表現も変えなければならないと思うので、先ほど出た意見のように、参加機会の保障の中で、委員等の公募や町民意見提出制度、住民投票といった具体的な内容をうたい、参加機会を保障するという書き方をし、どのようなことに関して参加機会の保障をするのかということ、別項目に定めるか、あるいは第 10 条のようにまとめて書いてしまうかのどちらかだと思う。要は、長い文になるかもしれないが用語の定義の中で説明するか、単純に分かりやすく表現するかである。

事務局：用語の定義の中で説明するという話があったが、重要な事項とは総合計画やこう
いうことだというように書いていくと、町民に分かりやすい条例にするはずなのに、
前半から難しい言葉が出てくることになってしまうので、「別表に掲げる重要な事項
については」という表現にして、最後に別表を載せるという方法ではどうか。

委員長：ここまで様々な意見が出されたが、その中でこの方法がいいとか、他にはこの
ような方法があるといった意見があれば出して頂きたい。

委員F：私は用語の定義の中で説明するのがいいと思う。その中には住民投票についても
書いてもらいたい。

委員C：私は別表の中でちゃんと表現する方がいいと思う。町民意見提出制度などは保障
がないわけで、私としてはそこが不満である。

委員長：用語の定義の中で説明すればという意見や、規則で説明すればという意見の他に、
別表で説明するという意見が出されたわけだが、別表であれば条例の一部というこ
とになる。馬淵アドバイザーはどう思うか。

アドバイザー：別表という方法がいいかもしれない。

委員長：それでは第9条「参加機会の保障」ということで出された意見については、別表
で表現するということでよろしいか。

（委員より異議なしとの声あり）

別表の表現の仕方については、アドバイザーと事務局と正副委員長で整理させてい
ただく。

事務局：確認させていただきたいのだが、「参加機会の保障」の条文は、第3条の次に第4
条として記載するという意見があったことと、重要な事項については別表にするこ
うことは分かったが、元々の第9条の「委員等の公募」と「参加機会の保障」と
の関係はどのようになったのか。

委員長：委員Cさんが提出された意見の、「参加機会の保障」を第4条にすることとし、具
体的な「重要な事項」の内容については別表とする。元々の第9条「委員等の公募」、
第11条「町民意見提出制度」については、その内容を「参加機会の保障」の中に盛
り込むということである。

（第10条について）

委員長：それでは次に、第10条について事務局より説明を。

事務局：第10条「説明責任」について提出された意見を、資料1 - 2、資料2により説明。

委員長：第10条に関して出された意見について事務局より説明いただいたが、他にご意見
等がある方は。特に意見等がなければ、事務局からの説明の形で特に問題なしとし
て、次の第11条に進みたい。

事務局：その前に、第10条の第2項と第3項は「～しなければなりません」という表現と
なっているので、第1項についても「～を負うものとする」ではなく、「～負わな
ければなりません」という表現にしてはどうか。表現の整理が必要かもしれない。

また、この部分を加えるようにと意見を提出された委員Cさんに確認したいのだ

が、「～応答する責任を負うものとする」とあるが、どのような責任を負うということなのか。

委員C：表現の整理が必要かもしれないが、私のとらえ方としては「～しなければなりません」という表現だと、強制力があまりないような感じがする。

事務局：例えば「説明するように努めるものとする」という表現だと強制力がない感じだが、「～しなければなりません」という表現であれば、説明しなければならないわけで、「説明を負うものとする」という表現よりも、町民としては分かりやすいのではないかと思うのだが。

委員D：委員Cさんが第10条に新たに加えてはどうかという第1項に「積極的に」という表現があるが、第2項にも「積極的に」という表現を入れれば不要ではないか。第1項に「町政に関して町民に積極的に説明する責任を…」とあるが、第2項に「町の行政、財政、条例、事業評価などや重要な政策の…」というのは「町政に関して」ということになると思うので、そのことを「積極的にわかりやすく説明しなければなりません」ということなのではないか。そして第1項の後半の「町民の説明の求めに対して」という部分を第3項に盛り込めば、「町は町民からの意見や要望に対して、または町民の説明の求めに対して、わかりやすく積極的に説明しなければなりません」というように表現できるような気がするが、いかがなものか。

委員A：「しなければなりません」という表現ができるのなら、その方がいいと思う。

事務局：第4条「行政の責務」の第5項に、「積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し」という条文もある。

委員長：色々意見が出されたので、整合性が図れるようにアドバイザーと事務局と正副委員長とで整理させて頂きたい。

今出された意見を整理すると、第10条の第2項を第1項にして、「町民にわかりやすく説明…」の町民の前に「積極的に」を入れてはということと、第3項の「わかりやすく説明しなければ…」の説明の前に「誠実に」を入れて、第1項は削除するということだったと思うが、それでよろしいか。

(委員より異議なしとの声あり)

(第11条について)

委員長：それでは次に進むが、第11条と第12条は、先ほど議論いただいたとおり町民参加の方法であり、これらの内容は第4条の中に入れるということだったと思うが。

アドバイザー：第11条も第12条も、第4条の中に入れてしまうと説明しきれなく、長い条文になってしまうと思うので、第11条も第12条も独立させておいた方がいいと思うが。ただし第4条の中に、「委員等の公募、住民意見提出制度などにより」というように、簡単に触れておくということだったと思う。

委員長：それでは第11条については、事前に意見等が提出されていないようなので、この条文のままでということでもよろしいか。

(委員より異議なしとの声あり)

(第12条について)

委員長：それでは次に、第12条について事務局より説明を。

事務局：第12条「住民投票」について出された意見として、資料1-2のとおり「満18歳以上の50分の1の連署」で請求できるようにというのが他町村の条文にあるので、そのようにしてはとの意見があった。

この件に関しては前回の会議の際に、地方自治法第74条では「有権者の」となっているので、そのとおりに盛り込んだという説明をしていたと思う。ここを18歳以上にすると、第3条の第4項の「20歳未満の町民は、年齢にふさわしいまちづくりへの参加」という表現も変更する必要がある。

委員A：18歳以上にしてはとの意見を提出していたのは私で、地方自治法の詳しい内容はよくわからないが、他町村の条例では「18歳以上」とうたっているところがあったので、そのようなことが可能ならと思って意見しただけなのだが。

事務局：18歳以上という条例になっている南河内町に実際に問い合わせてみたところ、18歳以上とした理由は、単純に若い人の意見を聞くためにとのことだった。

住民投票請求の署名が18歳以上の住民の50分の1集まったとしても、18~19歳の人を除くと有権者の50分の1未満だった場合、住民投票を実施したくない人達から「地方自治法の要件を満たしていないから無効だ」と言われた場合はどうするのか、と問い合せたところ、「そこまでのことは考えていない」との回答だった。もし条例で18歳以上としても、そのような問題が考えられると思う。

住民投票をやりたいという人もいれば、やりたくないという人もいるわけで、やりたくない人から見れば、18~19歳の署名も認める根拠は何だということになる。単純に若い人の意見も聞きたいのでというだけでは説明が不十分だと思う。

委員A：単純にいかないのなら、特に18歳以上としなくても構わない。

事務局：地方自治法に反するが、そのまちのことを決める条例で18歳以上とうたえばできないことはないと思う。ただ、住民同士の中で、住民投票をやりたい人達とやりたくない人達がいる場合、やりたくない人達は地方自治法に反しているので無効だということが考えられる。それでも住民投票を実施するかどうかは、最終的には議会や町の判断になると思うが、そこまでして実施する理由と明確に説明できるかどうか問題になると思うし、議会としても、そのような理由で否決する可能性が高いと思う。

委員F：法律を破るとかいった問題ではないと思う。法律というものは公共の福祉や基本的人権を保障するための最低基準であり、それよりもそこに住む住民が、住民のためとなることを決めるという、自治体が先進的な取り組みをするということは、許されることではないかと思う。

委員C：先ほど参加機会の保障について議論したのと同じ考えであり、住民投票をどうとらえるかが問題だと思う。地方自治法で許されている範囲で実施してもいいですよと解釈するか、それとも積極的に住民の意見を吸い上げようという考えで実施するのかでとらえ方が変わってくると思う。もちろん地方自治法を無視してというわけ

ではないが、難しいかもしれないが、柔軟な発想があってもいいのではないか。

委員 F：住民投票を実施する問題ということは、当然政治的な問題となることが考えられるわけで、住民投票の請求をしたからといって議会で可決されるかどうかかわからないし、反対意見等も相当あるとは思いますが。

委員 C：住民投票というものは本来、住民同士の議論がし尽くされれば実施されないものだと思う。

委員 D：住民投票をあまりマイナスなものにとらえない方がいいと思う。

様々な住民投票の案件が考えられるが、18歳以上の住民の請求を認めて、もし実際にその案件の住民投票条例を作るときに、投票できるのは20歳以上となると、統一が図られないという心配もある。

事務局：ここで規定するのは、住民投票の請求について18～19歳についても認めるかどうかということだけ。現在でも20歳以上については条例の制定や改廃については、地方自治法で認められているが、住民投票の請求に限っては18歳から認め、18歳からとする意味はこのような意味でだという説明ができるのであればいいと思う。まして、清水のまちづくりのことについて、清水の住民の意見を聞くということなので18歳以上と規定することは可能なこと。ただ、なぜ18歳以上とするのかを明確に説明できるなら、全く問題ないことである。

委員長：条例で18歳以上とすることは可能だが、地方自治法との関係を説明できるかどうか問題であると、事務局より説明があったが。

委員 D：地方自治法に違反している訳ではないと思うが。

委員 F：住民投票の反対派は違反していると思う。

事務局：そのときに、18～19歳の意見を聞くことが重要であるということが、きちんと説明できれば、問題ないと思う。奈井江町の合併に関する住民投票が18歳以上であったように。

委員長：住民みんなでまちづくりをというときに、そのようにもめる原因になる条文なら作らない方がいいのではないか。

事務局：住民投票をするときというのは、そのようなもめる状況になったから住民投票をするともいえるが。

委員 D：住民投票をそのようにネガティブにとらえない方がいいと思う。住民同士が喧嘩をして、最後は住民投票というような話になっているが、もっと発展的にとらえられないか。例えば奈井江町の合併に関する住民投票も、別に住民同士がもめたわけでもないし。

委員 D：ただ、奈井江町の住民投票は住民請求によるものではないが、住民請求による住民投票の実施をするときというのは、住民同士の意見が二分しているような時だと思う。

委員長：実際に住民請求による住民投票をするとなったときに、地方自治法に違反しているとかといってもめることを避けるためにも、18歳以上を認めるのではなく、有権者としておいた方がいいのでは。

委員D：住民投票の請求権を有権者とする条例なら、内容的には地方自治法と変わらないということか。

事務局：地方自治法に書かれているのは、有権者の50分の1以上の連署で全ての条例の制定や改廃について請求できるということ。

委員D：住民投票の実施の際にも住民投票条例という条例の制定が必要で、すでにそのことは地方自治法に書かれていることなので、例えば住民投票条例の制定に限っては、50分の1以上の連署があれば必ず実施するとかにしないと、地方自治法の内容と全く同じものではないか。

委員F：地方自治法と同じ内容なら、条例に載せる必要はないのでは。

委員C：私は、現在のまちづくりにおいては町長が積極的に住民の意見を聞くという意味では重要な条文であり、残しておくべきだと思う。内容としては第4項を第1項に持ってきて。

委員D：結局、地方自治法に載ってる内容と変わらないのなら、載せる必要はないのでは。

事務局：町民参加の手法として、町民意見提出制度や住民投票などあるということがわかるように、具体的に載せているというもの。

委員長：他に特に意見がなければ、第12条についてはこの条文のままということにするが。
(委員より異議なしとの声あり)

(第13条について)

委員長：それでは次に第13条についてだが、第13条については事前に提出されている意見等はないとのこと。特に意見等なければ、この条文のままということによるしいか。
(委員より異議なしとの声あり)

(第14条について)

委員長：では次に第14条について事務局より説明を。

事務局：第14条「条例の見直し」について提出された意見を、資料1-2、資料2により説明。

委員長：第14条に関して出された意見について事務局より説明いただいたとおり、「年を超えない期間ごとに見直す」としてはとの意見があったので、何年とするのが適当か、皆さんの意見をお聞きしたい。

まずは3年ということにしておいて、3年が適当でなければ条例を改正するというので、3年にしてはどうかと思うが。

(委員より異議なしとの声あり)

条例の見直し期間の他に、審査委員会を設けるようにとの意見があったようだが、皆さんの意見をお聞きしたい。

委員C：そのような審査委員会があった方がいいと思う。

委員長：ということは、提出された意見の第14条の第2項のように、「審査結果を踏まえ、この条例の施行後3年を超えない期間ごとに条例を見直します」という条文にするということか。

副委員長：審査結果を踏まえて見直すということであれば、3年以内というような年限は必要なのではないか。前回までの会議の中で、審査委員会の設置は必要との確認はしてきたところだが、年限は必要ないと思う。

委員C：審査委員会をどれくらいの頻度で開催するかが関係してくると思う。3年以内に見直しとするなら、審査委員会もそれに合わせて3年ごとに開催すればいいのでは。

委員D：条文は長くなるが、石狩市の条例を見ると審査委員会はどのようなことを審査するのかといったように、審査委員会の設置についての条文を8条も設けている。

委員F：審査委員会を設けるといった程度の内容でいいのではないか。

事務局：審査委員会を設けるという内容にするとすると、審査するのはどのような内容を何人の委員で、どれくらいの期間でどの範囲をといたものを明確に書かなければならないと思う。単純に委員会を設けますという条文だけではいけないと思う。

委員A：審査委員会についての具体的なことについては規則でということにはならないのか。

事務局：委員会ということになると、条例として載せる必要があるかもしれない。別に委員会条例を作るか、この条例の中で委員会についての具体的なことを載せるか等を考えなければならないと思うが、町としては様々な事業のスリム化に取り組んでいる中で、新たな委員会を設けるといのはいかがなものかという議論もあると思う。総合計画審議会などといった既存の団体もあるので、そういった既存の委員会に審査を委ねるといった方法など、いろいろな方法が考えられることから、前回までの会議では「条文たたき台(1)」として、「町民参加の下に検証し、必要が生じた場合は遅滞なく条例を見直します」という条文になっていた。

副委員長：ただ、何回か前の会議の中では審査委員会が必要だということが確認されたと思う。

委員C：具体的な審査の仕方を決めておかないと、誰がどのような方法で審査するのかがあいまいなまま年数が過ぎてしまうということも考えられる。

委員長：監査委員に委ねるとということにはならないのか。

委員C：監査委員は性格が違うと思う。

委員A：前回までの会議で審査委員会を設置するということは確認してきたのだから、審査委員会を設けた方がいいのでは。

委員C：この条例は協働のまちづくりを推進していく上での最高法規とするならば、具体的な審査方法等を決めて、審査委員会を設置するということは必要ではないか。

委員D：私もそう思う。

委員F：この審査委員会の詳細については別途規則に定めるという形ではダメなのか。

委員H：規則でうたうより、委員は何名だとか、委員の用件、活動内容の概略などについては条例でうたって、詳細については規則でという形が望ましいと思う。条例の中で概略だけは載せておかないと、規則だけではあいまいなままということも考えられる。条例に載せることで、町の計画等の作成段階で、意見を述べられるような実行力のある委員会になれると思う。

委員長：時間の関係もあるので整理させていただくが、条例の見直し年限は3年を超えな

い期間とすることと、前回までの会議で審査委員会を設置するという事は確認しているので審査委員会を設けるが、審査委員会の詳細についてはアドバイザー、事務局、正副委員長で整理させていただくということによろしいか。

(委員より異議なしとの声あり)

委員F：「見直します」というのは何を見直すのか。

事務局：条文を見直すということ。

委員D：この審査委員会の仕事というのは、条文の見直しだけではなく、条例の内容がまちづくりに反映されているかどうかの審査もあると思う。条文の見直しだけなら、3年を超えないで見直すということだけでいいと思うが、この条例の内容が行政に反映されているかどうかの審査もするということを考えると、3年という期限は必要なのではないか。期限を決めないといつまでも審査されないという意見もあると思うが。

副委員長：私もそう思う。条例の内容が行政に反映されているかどうかの審査は随時必要だが、条例の見直しについては必要に応じて行えばいいのだから。立派な条例としてできたものを年限を決めて見直す必要はないと思う。「審査」と「条例の見直し」は別なものだと思う。

事務局：条例の内容がまちづくりに反映されているかどうかの審査も重要だが、審査の内容を年に一度は必ず公表するなど重要なことだと思う。公表することによって新たな意見がでてくることもある。

委員D：当然公表も必要である。審査結果を公表しなければ意味がない。審査内容を公表するとともに町長に答申し、議会にも提出し、議会はその審査内容を見て、審査で指摘された部分について町はどうしていくのかというようなことが必要だと思う。

アドバイザー：この第14条だと「審査委員会」と「条例の見直し」の別々の項目がまとめて書かれているので、整理した方がいいのでは。

委員長：それでは第14条は、「3年を超えない期間ごとに」という、条例の見直しに関する条文とし、第15条として審査委員会を別に設けるとする条文とすることによろしいか。

委員D：先ほど委員Gさんも言われていたように、どのように審査するか等の概略は載せる必要があるのではないか。

委員A：審査委員会の詳細については別表としてはどうか。

委員D：条文に載せるのも別表で載せるのも、作業的には変わらない。

委員A：ただ、条文が長いものとなると、一般町民からするとわかりにくくなってしまおう。

アドバイザー：この場ですぐに決められないと思うので、審査委員会を設置することと、この趣旨を生かした条文ということで、事務局に整理をお願いしてはどうか。

委員長：ここまでのことを確認すると、審査委員会についての第15条を新たに設けることとして、詳細の載せ方については事務局に検討いただくということによろしいか。

(委員より異議なしとの声あり)

(第15条について)

第15条については特に意見等は提出されていないので、この条文のままとする。

(その他)

委員長：次にその他といたしまして、次回と次々回の日程について事務局より説明を。

事務局：本日の会議の冒頭でもお話しさせていただいたが、本日の皆さんからの意見を踏まえて、馬淵アドバイザー、正副委員長、事務局で整理した「条例素案」を6月15日号の広報お知らせ版に掲載し、町民・町職員からの意見を1ヶ月間くらい募集したいと考えており、次回6月24日の開催はやめて、町民・職員からの意見がまとまった後の7月に開催することも考えられる。ただ、別の件で議論することがあるということであれば、当初の予定どおり6月の開催も構わない。

委員長：別件で議論しておくことも特にないので、当初予定していた6月24日の開催はやめて、次回の開催は町民・職員からの意見集約後の7月22日(木)に農村環境改善センターでの開催ということによろしいか。

(委員より異議なしとの声あり)

それでは、本日皆さんに出していただいた意見を踏まえて、条例たたき台(2)を整理し、それに対しての町民の方々の意見等をいただきながら次回以降も皆さんの議論をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。